平成２７年（フ）第８０号
兵庫県西脇市黒田庄町津万井278番地１、住民票上の住所兵庫県西脇市黒田庄町津万井170番地
債務者　藤本　裕人
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第２９４号
香川県高松市田村町1179番地　市住９－104
債務者　山景　麻美（旧姓水本）
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６８号
静岡市葵区音羽町26番９－105号、旧住所静岡市駿河区鎌田342番地の２
債務者　小川　緑子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９８１号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目８番７－607号
債務者　宮永　智子
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０６１号
大阪市住吉区長居２丁目１番24号コーポ冨士406号
債務者　井上　大介
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０８５号
大阪府寝屋川市宝町22番16号
債務者　松本　美樹
１　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０号
北海道旭川市東５条８丁目３番13号　ＭＯＲＥ東５．８　110号
債務者　伊藤　時男
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７７号
北海道旭川市東光１条２丁目１番20号　廣田マンションＡ101号室
債務者　三浦　文子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２６年（フ）第３２号
静岡県下田市東本郷２丁目９番10号
破産者　下田酒販株式会社
主文　本件財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の各期日（平成28年２月18日午後４時）を平成28年３月15日午後４時に変更する。
平成27年12月22日　静岡地方裁判所下田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第５９７号
神奈川県横浜市港南区笹下６丁目24番22号ＯＫハイム壱番館201号室、開始決定時の住所兵庫県西宮市津門呉羽町１番30―203号
破産者　平野　昌史
１　破産債権の届出期間　平成28年１月21日まで
２　一般調査期日　平成28年２月19日午前10時15分
平成27年12月22日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０３号
北海道旭川市緑町15丁目3011番地の５
破産者　杉永　伸仁
１　破産債権の届出期間　平成28年１月25日まで
２　一般調査期日　平成28年３月10日午後２時30分
平成27年12月25日　旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８９号
広島市南区皆実町４丁目20番３―101号　松本アパート
破産者　堀越　眞司
１　破産債権の届出期間　平成28年１月25日まで
２　一般調査期日　平成28年２月26日午前11時
平成27年12月25日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９８号
兵庫県三木市志染町青山４丁目11番地の17
破産者　有限会社芦屋アクセサリー
１　破産債権の届出期間　平成28年１月28日まで
２　一般調査期日　平成28年３月３日午後１時30分
平成27年12月24日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１４５号
大阪市城東区永田１丁目１番21号　三洋マンション202
破産者　平山　政文
１　破産債権の届出期間　平成28年２月１日まで
２　一般調査期日　平成28年３月７日午後２時30分
平成27年12月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目38番地２
破産者　堤野　武美
１　破産債権の届出期間　平成28年２月１日まで
２　一般調査期日　平成28年３月10日午前10時25分
平成27年12月24日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
愛媛県松山市東野５丁目甲930番地50
破産者　髙市　良男
１　破産債権の届出期間　平成28年２月４日まで
２　一般調査期日　平成28年３月３日午後１時40分
平成27年12月24日　松山地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４５４１号
兵庫県三田市あかしあ台１丁目48番地３
破産者　飯田　啓方
免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
平成27年12月24日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０６８号
東京都新宿区高田馬場４丁目40番11号
清算株式会社　森谷健康食品株式会社
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部